

壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託仕様書

1 事業名称

壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務委託

2 事業目的

日本遺産の構成要素である壱岐「内海湾」には、「もう1泊」と旅行者に思わせる食や体験といった様々な観光の魅力があるが、その魅力や情報を十分に発信できていない状況にある。

このため、壱岐内海湾への更なる興味喚起及び壱岐内海湾内の回遊性の向上、滞在型観光の促進、交流人口の拡大を図ることを目的に、壱岐内海湾の持つ様々な魅力について、深みやアピール力のある冊子等を作成し、壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等を行うもの。

(壱岐内海湾振興会について)

平成27年4月に文化庁より日本遺産第一号「国境の島 壱岐・対馬・五島～国境の架け橋～」として認定され、構成要素である内海湾は弥生時代に栄えた一支国の国際的な玄関口であり、また景勝地、海産物、食など多くの観光資源があり、平成28年8月1日に市民有志による内海湾をブランド化し地域の活性化を目指すために設立された組織である。

3 履行期間

契約締結日から平成31年1月31日まで

4 履行場所

壱岐市等

5 委託概要

壱岐内海湾周遊にかかる広報プロモーション等業務に関する企画・構成・取材・撮影・編集・翻訳、その他業務で発生する権利処理等一切の業務

(1) 壱岐内海湾周遊ルート冊子制作及び印刷

壱岐内海湾の観光の魅力をさらに発信していくために、壱岐内海湾の地図等を観光客等に分かりやすいよう掲載（壱岐への交通アクセス含む）し、壱岐内海湾周遊への関心を高め、各素材が持つ魅力を最大限活かし季節を問わず訴求する内容の壱岐内海湾周遊ルート冊子を制作し印刷すること。

※制作にあたっては、構成、コンテなどを事前に提出し、内容について十分協議を行うこと。

○コンテンツ及び内容

- ・「日本遺産 内海湾」及び「日本遺産 原の辻遺跡」内容の抽出を参考に魅力的かつ分かりやすく伝えられるコンテンツを掲載すること。
- ・壱岐内海湾振興会名簿の部会「宿・食、物産、体験、小島」の各会員が所属する情報を掲載すること。
- ・主に個人旅行客が市内を観光することを想定し、壱岐ちやりを活用をした回遊性向上に繋がる工夫をすること。
- ・周遊コース（半日・一日）、一泊二日のモデルコース等を掲載すること。
- ・小島神社の参拝方法及び周辺神社（御朱印帳の活用等を含めた）情報を掲載すること。
- ・野鳥等の内海湾で観測することができる自然生物等も掲載すること。

○冊子タイトル（分かりやすく伝えられるキャッチコピー）・ページ数・仕様（サイズ・紙質等）・各ページの箱割等を提案すること。

○魅力的な写真を使用し記事の訴求力を高めること。

○冊子の内容をWEB・SNS等（電子チラシ・リスティング広告等）を用いてプッシュ型情報発信できる仕組みも提案すること。

(2) 壱岐内海湾シンボルマーク（ロゴ）及びステッカー制作

壱岐内海湾の興味喚起及び認知度向上のために、壱岐内海湾のシンボルマーク（ロゴ）を制作し、ステッカーを制作すること。

※制作にあたっては、構成、コンテなどを事前に提出し、内容について十分協議を行うこと。

○仕様（サイズ等）を提案すること。

(3) 情報発信

壱岐内海湾への関心を高め、交流人口の拡大を図る効果的な情報発信（情報誌・メディア（TV・ラジオ等）・WEB・SNS等の活用、島外イベント時や島外施設（観光案内所等）等でのPR）を行うこと。なお、類似実績が有る場合は、提案と併せて提示すること。

※情報発信業務の実施にあたっては、事前に十分協議を行うこと。

(4) 振興会会員への連絡及び調整

業務の実施にあたっては、振興会会員へ連絡及び調整を行うこと。

(5) その他

提案限度価格内において、朝・夜のコンテンツ検討、既存体験事業のブラッシュアップ、季節・天候に左右されない体験プログラムの構築及び周遊コース開発等、滞在型観光促進及び交流人口促進等に繋がる事業があれば実施すること。

6 成果品等

(1) 成果品

① 壱岐内海湾周遊ルート冊子 日本語 15、000部、英語 5、000部

② 壱岐内海湾ステッカー 1、000枚

③ 電子データ

「壱岐内海湾周遊ルート冊子の版下データ」、「壱岐内海湾ステッカーの版下データ」、「壱岐内海湾シンボルマーク（ロゴ）データ」を収録したCDまたはDVD3部納品すること。

（撮影した写真のデータ含む）

④ 本件業務の経過をまとめた報告書

報告書については、印刷物3部及び電子データ3部を納品すること。

(2) 納品場所 壱岐内海湾振興会

7 委託における著作権等の権利の取り扱い

(1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、壱岐内海湾振興会に帰属するものとする。

(2) 壱岐内海湾振興会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。

(3) 壱岐内海湾振興会は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、壱岐内海湾振興会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(4) (3) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

(5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

8 その他

(1) 業務の実施にあたっては、振興会会員と十分協議を行うこと。

(2) 疑義が生じた場合は、速やかに振興会会員に連絡し、指示を仰ぐこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ振興会会員と協議して定めるもの。

9 留意事項

- (1) この委託契約に係る成果は、壱岐内海湾振興会に帰属する。
- (2) この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、受託者は、壱岐内海湾振興会と十分な協議及び連絡を図るものとする。
- (3) この委託契約に係る委託内容は、壱岐内海湾振興会と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (4) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 成果品を壱岐内海湾振興会へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (6) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、壱岐内海湾振興会の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、壱岐内海湾振興会と受託者が協議の上で決定するものとする。
- (8) 本事業で得られたデータ等については、許可なくして流用してはならない。